

令和8年度 中野区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）選定施設

※以下の施設は、中野区の選定を受けた施設です。

乳児等支援給付認定を受けている中野区民の方が以下に掲載の施設を利用される場合（利用児童が認証保育所に在籍している場合を除く）、各施設が設定する利用可能上限まで利用可能です。また、満3歳に達する日（3歳の誕生日の前日）以後最初の3月31日まで利用することができます。

（区内に設置された乳児等通園支援事業所のうち、本年度において利用者の募集及び受入れを実施予定の施設です。本年度は利用者の募集予定のない施設については、掲載しておりません。）

※実施施設ごとに利用者を募集し、申込期間に申込みをいただいた方の中から抽選等により利用者を決定します。

利用者の決定にあたっては、中野区民の方を優先して募集を行います。

（中野区民以外の方の利用については、中野区民の方を対象に利用者の募集を実施した後、施設の利用枠に空きが生じ、再度募集を行うこととなった場合に限り、応募の対象とします。）

※中野区民以外の方が広域利用により利用する場合は、施設の設定する実施時間・利用回数にかかわらず、月10時間を超えて利用することはできません。また、子ども・子育て支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定の有効期間を超えて利用することはできません。同条に定めるとおり「満3歳に達する日の前日（3歳の誕生日の前々日）」までの利用となります。

施設名 (種別)	アルテ子どもと木幼保園 (幼保連携型認定こども園)
所在地	〒164-0001 中野区中野一丁目59番5号
設置者	社会福祉法人種の会
連絡先	https://tanenokai.ed.jp/arte/contact/
募集人数	1歳児クラス相当（令和6年4月2日から令和7年4月1日までの生まれ）の子ども 6名 2歳児クラス相当（令和5年4月2日から令和6年4月1日までの生まれ）の子ども 3名
実施期間	令和8年9月から令和9年3月まで (土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始期間（12月29日から翌年1月3日まで）を除く)
実施時間	月曜日から金曜日までの午前9時30分から12時30分まで（1日3時間まで）
利用回数	子ども1人につき月6回まで
申込期間	【受付終了】 令和8年8月1日（土曜日）から8月10日（月曜日）まで ※上記の申込期間は、中野区民の方を対象として利用者の募集を行います
申込み方法	本施設の受付は終了しました